

## 民間国際交流団体活動推進支援助成金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 公益財団法人山形県国際交流協会（以下「協会」という。）は、県民による国際交流を推進するため、地域の国際化に資する国際交流活動を行う民間の団体（以下「団体」という。）に対し、予算の範囲内で民間国際交流団体活動推進支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付についてはこの要綱の定めるところによるものとする。

(対象団体)

第 2 条 助成金の交付の対象となる団体（複数の団体で構成される組織を含む）は、次の各号の要件を満たすものとする。

- ① 団体の所在地が山形県内にあること
- ② 国際交流、国際協力又は国際理解の推進、あるいはこれらを通じた地域づくりを目的とした民間団体であること
- ③ 規約等団体の目的、組織、代表者等に関する定めがあること
- ④ 原則として一年以上の活動実績があり、かつ継続して国際交流関係活動を行う意思があること
- ⑤ 非営利、非宗教、非政治の団体であること
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団を利する団体でないこと

(対象事業)

第 3 条 助成金の交付の対象となる事業は、概ね次の各号に掲げる事業とする。

- ① 県民の国際理解の向上に関する事業
- ② 県民と在住外国人との交流事業
- ③ 多文化共生社会づくりに関する事業
- ④ 在住外国人を対象とした日本語学習支援に関する事業
- ⑤ 在住外国人を対象とした新規日本語教室開設事業
- ⑥ 国際的視野を備えた人材育成のための事業
- ⑦ 県民に海外の優れた文化等を紹介する各種公演事業
- ⑧ その他協会が適当と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、助成金交付の対象から除外する。

- ① 事業実施による効果が、特定の個人あるいは少数の者にしか及ばない事業
- ② 学会その他学術などの振興を主たる目的とする事業
- ③ 渡航経費が大部分を占める事業
- ④ 技術援助が付随しない物資援助のみの国際協力事業

3 渡航経費、受益者が負担すべき食糧費は助成金交付の対象から除外する。

4 助成する団体の維持管理経費は助成対象外とする。

5 助成は、1 団体につき 1 つの事業とする。また、同一事業内容のものについては、原則として 2 年間で限度とする。

(助成金の額)

第4条 助成金は、20万円を限度とし、1千円を単位とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体の長は、①助成金交付申請書(様式第1号)、②団体の規約、③団体の事業計画書・収支予算書、④**団体の役員名簿**、④⑤その他団体の活動内容が分かる資料を6月15日までに、協会理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 理事長は、前条の申請があった事業について、次条に規定する審査委員会に諮って助成及び助成金額を決定し、申請団体の長に通知するものとする。

(審査について)

第7条 協会は、前条の助成を決定するため申請があった事業について当協会内で審査を行うものとする。

2 審査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 助成基準の策定に関すること
- ② 助成候補団体の選考に関すること
- ③ 助成金額の査定、決定に関すること
- ④ その他関連する事項

(助成金の交付)

第8条 助成金の交付決定の通知を受けた団体(以下「助成決定団体」という。)の長は、助成金支払請求書(様式第2号)を理事長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

(事業計画の変更・中止の承認)

第9条 助成決定団体の長は、助成決定を受けた事業内容に変更若しくは中止の事由が生じたときは、速やかに事業計画変更(中止)承認申請書(様式第3号)を理事長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なものについては、この限りでない。

2 理事長は、前項の承認を行う場合、助成金の額の変更を必要とするときは、あわせてその変更の決定を行うものとする。

(実績報告)

第10条 助成決定団体の長は、助成対象事業の完了した日から30日以内若しくは4月20日のいずれか早い日までに、①実績報告書(別記様式第4号)、②事業実施状況写真、③その他事業の成果を示す資料を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し及び助成金の返還)

第11条 理事長は、助成決定団体が次のいずれかに該当する場合は、当該助成金の交付決

定の全部又は一部を取り消すことができる。

- ① 助成事業を実施しないとき
- ② 助成事業を中止し又は完了する見込みがないとき
- ③ 助成事業の内容を、第9条の承認を受けないで変更したとき
- ④ 助成金を助成の目的以外に使用するなど、不正が認められるとき

2 前項の場合、理事長は助成金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

(報告の徴収及び調査)

第12条 理事長は、助成にかかる事業の適正な運営を図るため、必要があるときは、助成を受けた団体に対して、随時その助成事業及び会計等について報告を求め、又は調査することができる。

(補 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。